

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種けんしんど、町民の健康増進のための事業を推進するために行う事務であり、事務の内容は、その事業によって多少異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①利用申込②事業対象であることの確認③事後指導・結果管理
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

成人健診ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 102の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 102の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第50条 【情報照会の根拠】 第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input checked="" type="radio"/> 内部監査]
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 石井 有	健康づくり課長 岩瀬 良子	事後	
平成29年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康推進部 健康づくり課 健康づくり課長 岩瀬 良子	健康福祉部 健康づくり課 健康づくり課長 長谷川 則雄	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話0276-55-2632	電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	電話0276-55-2632	電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 長谷川 則雄	健康づくり課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		追記	事後	
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年9月24日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法等の規定に基づき、各種成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進事業の実施対象者把握	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種けんしんなど、市民の健康増進のための事業を推進するために行う事務であり、事務の内容は、その事業によって多少異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①利用申込 ②事業対象であることの確認 ③事後指導・結果管理	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報ネットワークシステムによる情報提供 は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 なし ※情報ネットワークシステムによる情報照会 は行わない。	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 102の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 102の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第50条 【情報照会の根拠】 第50条	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月8日	IVリスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月8日	IVリスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	